

中小企業災害等資金利子補給金

新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、金融機関から対象融資を受けられた方々へ、その融資に対する利子を補給します。

対象者	石巻市内に本社又は事業がある法人、住所及び事業所がある個人事業主で、1年以上継続して事業を営んでいる方。 国や県など他機関からの利子補給等の対象とならない方。
利子補給内容	1月1日から12月31日までに支払った利子相当額。 利子補給期間：借入実行日から3年間 融資限度額：1事業者あたり2,000万円まで 利子補給率：年利1.0%以内 利子補給上限額：1事業者あたり50万円まで
申請期間	令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで
申請書類	1. 石巻市中小企業災害等資金利子補給交付申請書 2. 融資に係る金銭消費貸借契約書の写し 3. 融資に係る償還予定表の写し 4. 融資が必要であることを証明する書類（例：セーフティネット認定書の写しや、売上台帳などの売上減少等が確認できる書類） 5. 融資を行った金融機関が発行する利子の支払い状況を確認できる証明書類（取引明細表など）
対象融資	宮城県中小企業経営安定資金 （災害復旧対策資金、セーフティネット資金1号・4号） 日本政策金融公庫 （災害復旧貸付、セーフティネット資金1号・4号、新型コロナウイルス感染症特別貸付） 商工組合中央金庫 （災害復旧資金、セーフティネット資金1号・4号）

お問い合わせ／産業部商工課 **〒986-8501 住所不要**
☎0225-95-1111
(内線3523)

※申請用紙は石巻市ホームページ (<https://www.city.ishinomaki.lg.jp>) からダウンロード又は商工課窓口にて配布しております。